

中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る  
地域の社会的受容性の確保方策等検討 ワーキンググループ（第3回）議事録

1. 日 時： 令和6年12月25日（水）15時00分～17時10分

2. 場 所： AP 虎ノ門 11 階ルーム D

3. 出席者（敬称略）：

委 員：大迫委員（オンライン）、崎田委員、佐藤委員（オンライン）、関谷委員、泊委員、  
保高委員

事務局：環境省 中野参事官、山本参事官、戸ヶ崎企画官、大野参事官補佐、  
新保参事官補佐、前田主査、梅國主査、河井係員

4. 配付資料

資料1－1 第2回地域ワーキンググループにおける委員ご指摘事項とその対応について

資料1－2 除去土壌の再生利用等に係る検討状況について

資料2 論点整理・論点に対する考え方（案）

資料3 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略とりまとめ（案）  
（地域WG 関係）

参考資料1 中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の  
社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ（地域WG）設置要綱

参考資料2 事例紹介

参考資料3－1 公共事業の構想段階における計画策定プロセスのガイドラインの概要  
（国土交通省）（抄）

参考資料3－2 除去土壌等の最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスのイメージ

参考資料4 論点に対する考え方（案）に係る参考資料

参考資料5 再生資材化した除去土壌の利用に係るガイドラインのポイント（案）  
（第8回再生利用WG（2024年11月15日開催）資料2より）

5. 議題

(1) 除去土壌等の再生利用等に係る検討状況等について

(2) 論点整理・論点に対する考え方（案）について

(3) 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略とりまとめ（案）（地域WG関係）  
について

(4) その他

（前田主査） それでは定刻となりましたので、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループの第3回を開催いたします。委員におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。まず、今回の会議開催方法についてご説明いたします。本日の地域ワーキンググループは、対面とオンラインの併用により開催させていただきます。一般傍聴については、インターネットによる生配信により行います。それでは、開会にあたり、環境省環境再生・資源循環局担当参事官の山本よりご挨拶させていただきます。

（山本参事官） 環境省の山本でございます。本日は年末の大変お忙しい中、委員の皆様におかれましては、第3回中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループにご参加いただきまして心より感謝申し上げます。

本ワーキンググループにつきましては、除去土壌等の再生利用、最終処分に係る地域社会における社会的受容性の向上のために、地域とのコミュニケーションや社会共生のあり方等についての検討を行うことを目的といたしまして、技術開発戦略検討会のもとに設置され、今年の1月に第1回目、10月末に第2回目が開催されたという状況でございます。除去土壌の再生利用、最終処分に関しましては、環境省では今年度内にその基準やガイドラインの策定に向けた検討を進め、それと合わせて技術開発戦略のとりまとめと、そういう断面に向けて検討を進めているところです。こうした動きに加えまして、政府全体といたしましても閣僚級の会議でございます福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が、先週の20日金曜日に開催されまして、基本方針やロードマップ等のとりまとめ等について検討指示が出された状況だと承知しています。

本日のワーキンググループでございますけれども、除去土壌の再生利用・最終処分に関する検討の状況、先ほど申し上げた閣僚会議の様子等も含めてご報告させていただくと同時に、前回議論をいただいた論点についてのさらなる議論や、また先ほど申し上げた戦略のとりまとめと、そういったものについてのご議論をいただきたいと考えているところでございます。ぜひとも忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

（前田主査） ありがとうございます。プレスの皆様におかれましては、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。インターネットを通じて傍聴いただいている方には、案内の際に、資料を掲載しているURLをご案内させていただいておりますので、ご確認をお願いします。まず議事次第、資料1-1は第2回地域ワーキングにおける委員ご指摘事項とその対応について、資料1-2は除去土壌の再生利用等に係る検討状況について、資料2は論点整理・論点に対する考え方(案)、資料3は中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略とりまとめ(案)地域ワーキンググループ関係、参考資料1は地域ワーキンググループ設置要綱、参考資料2は事例紹介、参考資料3-1は公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドラインの概要、参考資料3-2は最終処分・復興再生利用に係る計画策定プロセスのイメージ、参考資料4は論点に対する考え方(案)に係る参考資料、参考資料5は11月15日の第8回再生利用ワーキンググループにおいて資料2として提出いたしました再生資材化した除去土

壤の利用に係るガイドラインのポイント(案)となっております。また、本日の議事録については、事務局で作成いたしまして、委員のご確認ご了解をいただいた上で、環境省のホームページに掲載をさせていただく予定でございます。

それでは、本日の出席者をご紹介します。佐藤座長、大迫委員、崎田委員、関谷委員、保高委員、泊委員となります。泊委員は遅れてご参加となる予定です。なお、本日勢一委員はご欠席となります。佐藤座長と大迫委員におかれましては WEB 会議システムからご参加いただいております。それでは議事に入らせていただければと思います。ここからは佐藤座長にご進行いただければと存じます。

(佐藤座長) 皆様こんにちは。座長を務めております佐藤でございます。対面とリモートのハイブリッド会議をリモートで司会をするというのが初めてですので、不慣れでございますがしっかり務めさせていただきたいと思います。この度は、勢一委員におかれましてはご参加できないということですが、年末のお忙しい中お集まりいただきまして本当に感謝申し上げます。今日も皆様方と議論を交わして、よりよい方向を見つけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。それでは時間もありませんので、早速議題の方に入りたいと思います。議題 1、除去土壌等の再生利用等に係る検討状況等についてとして、まずは資料 1-1、1-2 について事務局よりご説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

(前田主査) はい。資料 1-1、第 2 回地域ワーキンググループにおける委員のご指摘事項とその対応についてご説明をさせていただきます。まず 2 ページ目におめくりいただければと思います。2 ページ目が毎回お出しさせていただいている地域ワーキングの議論内容のイメージとなります。まず最終処分については、2025 年度以降に本格的に議論をしていくことを想定し、今年度は先立って必要な論点整理を行うこととしており、その議論の成果は戦略検討会の議論の成果のとりまとめに盛り込むこととしております。また再生利用については、地域のステークホルダーとのコミュニケーションや地域共生のあり方について議論をすることとしており、こちらについても議論の成果を戦略検討会の成果のとりまとめに盛り込むとともに、再生利用に係る技術ガイドラインを補足する知見として位置付け、とりまとめることとしております。

続いて 3 ページ目です。こちらは地域ワーキングの開催実績です。前回、委員の皆様は論点整理と論点に対する考え方案を出しまして、皆様にいろいろご意見をいただきました。今回は、委員の皆様のご意見を踏まえて修正をした論点と、論点整理・論点に対する考え方をもう一度委員の皆様にご確認いただくとともに、それらを踏まえまして戦略検討会のとりまとめ案についても作成しておりますので、そちらについてもご確認、ご意見をいただき、議論の成果は、今後戦略検討会で議論する成果のとりまとめに盛り込むこととしていきます。

続いて 4 ページ目以降について、左側の列が前回の地域ワーキングで委員からご指摘いただいた事項、右側がそれに対する当省の対応方針案です。順々に抜粋してポイントで説明させていただきます。まず 1 番、2 番は「復興再生利用」の用語について、前回様々のご意見をいただきました。再生利用が福島県内に限られると誤解を招く可能性や、復興は当たり前のことでありわざわざ用語として強調しなくてもよいのではというご意見、また一方で、日本全体で復興に関して当事者意識を持っていくという期待もしている、そうし

た用語に関しては誤解のないように丁寧な説明が重要、といったご意見もいただきました。それらを踏まえ、まず対応方針案のところですが、再生利用については、原発事故からの日本の復興に資するための取組であること、適切な管理の下で行い、クリアランスとの違いがあること、そうした趣旨を明確にするために、復興再生利用という用語を検討しているところでした、今申し上げたこうした趣旨につきまして、今後丁寧に説明をして参りたいと考えています。また、3番、4番のコンサルテーションという用語に関してのご指摘につきまして、コンサルテーションは専門家が助言するといった意味合いがあり用語の定義は慎重に行うべきである、またコンサルテーションは全体の過程の一部にしか過ぎない、そういったご意見をいただきました。それらを踏まえ、コンサルテーションはやはりそうした限定的な意味合いで捉えられることが多いことから、様々な意味合いが含まれているコミュニケーションという用語をこの資料では基本的に使用させていただきたいと思っています。参考として5ページ目に書いておりますのが、IAEAのステークホルダー・インボルブメントの全体像となっております、その中で「Consult」というのは、上から2番目の「相談」というところにあたり、確かに一部となっております。続いて、6ページ目の5番、6番につきましては、早期から地域への情報共有の場を設けることや、地域参画型のモニタリングの仕組みについてご意見をいただいたところです。こちらは、今のところ再生利用に係る技術ガイドラインに記載する方向で検討をしているところです。また、7番の事業詳細の確定は、調査計画の先であることや、8番の用語についてのご指摘、9番、10番が地域の自主性、ニーズを踏まえた地域共生の話となっておりますが、こちらについては資料2の方で詳しく説明をさせていただければと思います。続いて7ページ目の11番、復興再生利用の手続的公正については最終処分と異なりガチガチに決めるのは難しいが、少なくとも守るべきものを資料に記載すべきといったご意見や、12番の再生利用を行う意義について国民全体に理解してもらえるよう説明することが手続的公正の観点から重要、こうしたご意見につきましても資料2の中で詳しく説明をさせていただければと思います。また、13番、14番、15番がステークホルダーの用語の使い方に関してのご意見となりまして、こちら前回の地域ワーキングの論点整理と論点に対する考え方の資料の中では、協議の相手方以外のステークホルダーについては自治体と相談して範囲を特定するといった趣旨を記載していたところ、ステークホルダーは普通は対象を定めるものではなく、そうした用語の使い方に違和感があるといったご指摘をいただきました。そうしたご指摘を踏まえ、ステークホルダーの対象範囲の確定を想起させるような記載は資料の中ではせずに、コミュニケーションの相手方に応じて、地域の実情などを踏まえて、最適な方法を選択して対応していくことが望ましい旨を、資料2の中で説明したいと思っております。また16番については用語のご指摘でした、こちら資料2の中でご説明させていただければと思います。最後8ページ目です。前回の参考資料3-2の縦長の表について、前回、委員からご指摘いただいたところで、資料3-2の3段落目の矢羽根の部分に、コンサルテーション手法の選択と書いておりましたが、最初からコンサルテーションを前提としたやりとりというのは絞り過ぎなのではないかといったご趣旨のご指摘をいただきました。これを踏まえ、今回の記載はコミュニケーション手法の選択という記載に変えさせていただきました。コミュニケーション手法の選択というのは、コミュニケーションの相手方に応じて地域の実情などを踏まえて、最適な方法を選択することを考えています。最後に、対象地域への

コミュニケーションに関して、NUMO が北海道での対話の振り返りのレビューを報告しており、それを参考にすべきといったご指摘もいただきました。それはまさに参考にさせていただこうと思っているところです。資料の 1-1 については以上となります。

(大野補佐) 続きまして資料 1-2 について前半を環境省の大野からご説明させていただきます。おめくりをいただきまして、まず 1 ポツ目、冒頭山本からも紹介のあった閣僚会議についてです。次のページ、再生利用等推進会議についてというところですが、先日 12 月 20 日に第 1 回を開催させていただきました。閣僚会議についてのところに書いてありますが、会議の名称や構成員については記載のとおりです。この会議の中で 2 ポツ目に書いてある基本方針やロードマップの検討を進めていくということにしております、この辺りの進捗状況については随時、ご報告ができればと考えています。

続いておめくりをいただきまして、2 ポツとして、再生利用に係る検討状況についてです。5 ページの方には検討会の体制図がございまして、親検討会である戦略検討会のもと、再生利用については再生利用ワーキンググループで検討を進めていただいております。

次のページ、再生利用の基準の検討をして、さらにガイドラインの検討を進めているところです。そのポイント(案)をワーキンググループの中で検討しております、今回はその抜粋をつけさせていただいております。7 ページ目、復興再生利用の一般的な工程を書かせていただいたところに、コミュニケーションが重要であるという旨、赤枠で囲んでいるところですが、記載をしております。特に早い段階からの地域の関係者を含む関係機関等とのコミュニケーションということで、こういった形での記載を考えています。まだこれは本文ではないので、ポイントという形でお示しをしておりますが、こういったことを今後ガイドラインの本文にも書いていきたいというところです。

おめくりいただいて 8 ページ目、9 ページ目ですが、こちら飛散・流出の防止という中で、復興再生利用を進めていく上で、除去土壌の上に覆土をするということがあります。9 ページ目の赤枠のところですが、いわゆるこの最適化という取組の中で、さらなる被ばく低減を図っていく、その際には地域の関係者を含む関係機関等と相談するということを書いておりまして、こういった取組もコミュニケーションの中で非常に重要であるということでガイドラインにも記載をしていきたいというところです。

続いて 10 ページ目、11 ページ目、空間線量率の測定についてです。こちらについては 11 ページの方をご覧くださいまして、崎田委員からご指摘のあったように、理解醸成の観点から、地域の参画のもと空間線量率の測定を行うことも考えられるといったこともガイドラインの方には記載をしていきたいと考えているところです。またこの辺り、随時ご報告ができればと思っております。前半のご説明は以上です。

(前田主査)

続いて後半 12 ページ目以降、一昨日開催しましたコミュニケーション推進チーム (CT) の議論の様子について、前田の方から説明をさせていただきます。こちらは全国的な理解醸成に関して戦略検討会での指示事項をもとに、2025 年度以降の取組の進め方について、一昨日の CT で資料として提出し、有識者にご意見をいただきました。今回はその CT で提出した資料の内容についてご報告いたします。13 ページ目以降が提出した資料になっており、14 ページ目が大きな目次です。取組目標と伝える対象、内容、方法、工夫についてご説明いたします。

15 ページ目、取組目標についてですが、簡単に申し上げますと、まず 1 ポツ目が現行の技術開発戦略の理解醸成に係る目標を継続して進める必要があることを述べております。その上で当面の目標として、①②はそれぞれ認知・興味や理解を深め、これに共感する取組、③は特に除去土壌の再生利用について、その社会的受容性を向上させる取組と書いており、こちらは現在検討を進めている再生利用基準の策定や、それを踏まえた今後の再生利用先の創出などを見据えこのような記載をしています。

続いて 16 ページ目、伝える対象についてです。こちら簡単に申し上げますと、まず広く国民一般に対して取組を進める、その中では特に若者や地方公共団体の関係者、発信力の高いマスメディア関係者や教育関係者、著名人などに対して、重点的に理解醸成の取組を実施するとともに、海外のマスメディア関係者や国際機関、さらに工事の施工に関係する作業員に対しても正しい情報発信を実施することを書いています。

続いて 17 ページ目以降、伝える内容についてです。こちらについて簡単に申し上げますと、下のところに、必要性や、最終処分や再生利用の定義・内容、さらに 18 ページ目には再生利用の安全性について、伝えるポイントを含めて書いています。また、一番下の 4 番目には、最終処分や再生利用の取組の進捗状況も踏まえつつ、実事業のデータを用いて安全性を発信する旨を記載しています。

続いて 19 ページ目、伝える方法についてです。こちら基本的には、まず 1 番目が認知・興味を広げるための取組、20 ページ目の 2 番目が、その必要性・安全性の理解を深めこれに共感するための取組、3 番目が、再生利用について、その社会的受容性を向上させる取組となっております。双方の対話を中心とした取組の実施や、再生利用の必要性・安全性を実感できる取組の実施、これは例えば実際に実証事業の空間線量率を測ることも含めた取組の実施を検討しているところです。

続いて 21 ページ目、伝える工夫についてです。1 番目は基本的なことなので省略しますが、2 番目のところ、客観的な情報発信を前提に伝わりやすい表現の工夫というところで、1 ポツ目、まず第一に、最終処分や再生利用の必要性について、これまでの経緯や地元の思いを踏まえた情報発信の実施、2 ポツ目、まずは広く一般の方に興味・関心を持ってもらいやすい内容、例えば福島の魅力的な情報などを発信してから、必要性を発信し、その後安全性の説明を行うなど段階的な情報発信の実施、また 3 ポツ目が対話の受け手のご心配・ご懸念を踏まえた柔軟な対応の実施、こういったことを工夫として書いております。また最後の 3 番目に、理解醸成の取組の効果を最大限に高めるための工夫というところで、必要に応じて、現地視察の事前に環境再生の取組の説明を行うとともに、現地視察後に双方の対話の機会を確保する、そういったところを書いております。

22 ページ目では、取組目標の進捗の確認に向けて参考とする調査について、例として WEB アンケートやイベント時の参加者に対するアンケートなどを述べております。ここは割愛させていただければと思います。資料 1-2 の説明は以上です。

(佐藤座長) ありがとうございます。資料 1-1 につきましては、委員の皆様からいただいた意見とその反映ということをもとめていただきました。資料 1-2 につきましては、最近の動向と、他のワーキング、特に再生利用ワーキングと CT (コミュニケーション推進チーム) の活動のご紹介をいただきました。ご説明いただいた内容に関しましてご意見やご

質問がある方は挙手をお願いします。大迫委員におかれましては、挙手ボタンを押していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、大迫委員お願いします。

(大迫委員) はい、ありがとうございました。資料1-2について色々ご説明いただきまして、コメントですけれども、今年度中に技術開発戦略目標としてのとりまとめを行うということで、今、各ワーキング、あるいはCTでの議論の集約というものを行っているわけがあります。この技術開発戦略という言葉からして、技術的な部分がウエイトとしては大きいのですが、それを理解醸成という形で全国的な社会のベースを作っていく部分という、ある意味次の展開に向けた目標としてもご説明いただいたということで理解しました。

また、今から議論に入るわけですが、今度は県外最終処分や再生利用ということを、最終的には地域の中で合意を得ながら進めていくという部分に関しましても、それをどのように戦略的にやっていくかということに関して必要な要素を議論できているということ、そして次のステップではより具体的な議論が始まるのだと思いますけれども、ある意味戦略的な目標としての社会技術という部分での議論ができているということは、大変意義深いのではないかと思いますので、今回の戦略目標のとりまとめに当たって、技術的なことだけではなく、社会的な要素を取り入れたということは、今後に向けても意義のあることではないかと思いました。少し全体を通じて感じたことを申し上げさせていただきました。以上です。

(佐藤座長) ありがとうございました。大迫委員にご指摘いただいたことにプラスすると、我々が議論してきた地域とのコミュニケーションを早いうちからやるということを技術が書かれている手引きに反映していただいたということも、大きなボタンのかけ違いをしないためにとても大事なことだと思いますので、そういうところもよかったのではないかと思います。それでは他の方いかがでしょうか。はい、保高委員。

(保高委員) ご説明ありがとうございました。2点ありまして、1点目が資料1-2の9ページです。最適化というのは、ICRPのALARAなどいろいろあると思いますが、基本的にはある線量限度以下に抑えるという前提のもとでそこからの最適化ということ、つまり線量限度以下だけれどもさらに可能であれば下げるといような意味でよろしいでしょうか。そうした場合に、社会的・経済的要因の中で下げれば下げるほどよいという感覚なのか、こういった形で最適化を図っていくのかということをご教示ください。

もう1点が資料1-1の4ページで、前回、復興再生利用という言葉に関してご意見がたくさん出たと理解をしています。その後、復興再生利用を使われていくということなのですが、我々はどうしても現場に引っ張られがちなので、放射性審議会で審議されたときに何かこの言葉についての意見があったのならば情報共有いただければ大変ありがたいなと思っております。

(大野補佐) はい、ありがとうございます。資料1-2の9ページ、最適化のところでご質問いただきました。ここについては、放射線審議会の方でもまさに議論中のところでございます。我々の考えとして線量基準としては年間1mSv以下にしていくという中で、さらなる取組としてこの最適化の観点を含めていこうということでございます。どこまで下げるかというところは、まさに地域の皆様とのご相談ということになるのですが、この赤枠の下にも書いてある通り、覆土層をこれぐらいにすれば放射線はこれぐらい遮へいされるといった一般的な関係性もお示ししながらご説明をし、その中でどこを目指していくか

ということを地域の皆様と話していく。非常に難しい取組なのですけれども、これはチャレンジとして我々もやっていきたいと思っていますし、復興再生利用を進めていく上ではこういった取組も重要だと考えております。

(戸ヶ崎企画官)

2点目の復興再生利用という用語についての放射線審議会でのご意見ですけれども、再生利用という言葉ですと、クリアランスですとかそういうことも想定されてしまうという議論もあり、復興再生利用という言葉は、やはり日本全体で取り組む課題だということが伝わるので、どんどんそういう言葉を広めていくのがいいのではないかなというようなご意見がありました。

(山本参事官)

より正確に申し上げると、復興再生利用というネーミングそのものもある意味リスクミではないですけれども、この再生利用の取組について理解をそろえていく上での一つのプロセスなのだろうというご意見も放射線審議会の議論の中であったように記憶しています。

(保高委員)

ありがとうございます。4ページの最初のところに書かれている内容はとても重要なことなので、もし使われるのであれば、その意味は何なのかということを経済省としてしっかり周知いただきたいと思います。最初の話の方は、Scientific に大丈夫な部分と、地域住民の安心する部分とは違うのでしょうか、そのギャップをどう埋めていくかというところで、一緒に作り上げていくということだと理解しました。そういうスタンスを維持していただければ大変ありがたいなと思いました。以上です。

(佐藤座長) はい、ありがとうございました。それでは崎田委員お願いします。

(崎田委員) ありがとうございます。まず資料1-1ですけれども、いろいろ発言を丁寧にまとめていただいてありがとうございます。早期からの地域への情報提供や地域参加型モニタリングなど、いろいろと発言した内容を入れていただいたのですが、実はもう一つ発言したことがあります。ただしそれはこのワーキングの対象ではないということでしたが、お返事をいただいたことがあったと思います。地域の方にとってはかなり関心が高いテーマではないかなと思うので、次の段階で修正加筆などがあつたときにはそれもさりげなく入れておいていただければありがたいなと思いました。どういうことかという、復興再生利用などを進めていくと福島県や地域の方や関係者の方が中間貯蔵の地域を今後どのように使っていくか関心が高まるであろうから、その辺りの話し合いの場をぜひ作ってほしいという発言をしました。県や地域と協定を結んだときにすでにそういうことは書いてあるので、今後しっかりやっていくつもりだというふうにお話がありました。ぜひ順序立てて進めていただきたいと思いますので、そういうことを書いておいていただくと、地域の方でも今後再生利用や最終処分と並行してそういうことが起こっていくのだということをお話していただくことで、いろいろなことを考えていただくこともできるのではないかなと思いますので、よろしくお願いします。

それから資料1-2で、技術的なガイドラインの中に対話のことがしっかり入ってきたということで、非常に連携してできると感じておりますが、例えば7ページのところで、非常にシンプルに書いていただいた、調査・計画段階、設計段階、施工段階、維持管理段階という図がありますが、こういうシンプルなところに、地域との関係や対話がどう連携し

ていくのかというのが見やすく出ていると、非常に地域の方にとっては納得感が高いのではないかなという感じがします。今後こういうものを作るときには、文字だけではなく、その辺りを少し考えていただければわかりやすい情報として地域社会に広がっていくのではないかなと思いました。

もう1点、後半に出てきましたCTの方の検討内容などを拝見して、いわゆる全国的な広報を本当に細部にわたって検討していただいているということが見えてきたのですが、実は環境省の別のセクションで放射線リスクコミュニケーションそのものを扱っている部署があり、県内と県外とで違うチームですが、その両方に関わらせていただいています。特に県外の全国規模のリスクコミュニケーションとは、悩みや考えなど非常に共通するところもあるように思いますので、普段なかなか協力関係難しいかもしれませんが、調査データなどはいくつか参考にしていただくのもいいのではないかなと思いました。少し具体的に申しますと、例えば今、放射線の次世代影響に関して誤解されている方が全国的にはまだ4割ぐらいいらっしゃって、福島県内では2割ぐらいいです。そういう状況の中で、そういう方々の誤解がどのような情報で減っていくのかというかなり精密な調査をされていて、立派な機関あるいは公的な機関からの情報よりは、福島に住んでいる方からの元気のいい情報の方が納得感があるなど、いろいろな状況が見えてきております。ぜひそういった情報共有などを勘案していただければうれしいなと思いました。よろしくお願いいたします。（佐藤座長）はい、3つご指摘いただきましたが、事務局いかがでしょうか。

（新保補佐）まず1つ目のご指摘についてお答えできればと思います。今中間貯蔵区域として活用させていただいているエリアの跡地利用に関するご指摘かと思いますが、今回地域ワーキングとしてとりまとめさせていただいた実際に事業を進めていく上での論点ですとか考え方というよりは、共通する背景として冒頭に記載させていただきました。県外最終処分の意義、それから再生利用の意義も含めてですけれども、どちらかというところらに關係するご指摘としていただいたのかなと思っておりまして、再生利用や最終処分に向けた取組というものが見えてくることで、中間貯蔵区域内の跡地利用という議論も進んでいくというような関係性にあるのではないかと受け止めさせていただきました。そういった意味では、論点や考え方を修正するというよりは、今後地域ワーキングとしての地域とのコミュニケーションや、CTで議論しているような全国的な理解醸成といった中で、こういった県外最終処分の意義、再生利用の意義といったところを説明する環境省のストーリーの中で跡地利用というものも重要な観点として取り入れるような形で検討させていただければと思います。

（大野補佐）2点目でございますけれども、資料1-2の7ページのところでご指摘をいただきまして、ここでは理念的に早い段階からということで書かせていただいております。この地域ワーキンググループの中で、復興再生利用のいろいろな段階で入っていく可能性があるということでご議論いただいていると思いますので、その辺りの今後のご議論も踏まえて記載の方は考えていきたいと思います。

（中野参事官）3点目ですけれども、ご指摘いただいたのは、ぐるぐるプロジェクトのことだと思います。我々もぐるぐるプロジェクトとは常々連携させていただいており、私どもは除去土壌の処分の必要性ですとか安全性に絡めた理解醸成をしていますけれども、あちらはもっと広く、特に今委員がおっしゃったような科学的な知識、放射線の安全性など、科

学的な知見を訴求するプロジェクトとしてあります。特に両方お伝えした方がいい場面、例えば大学の講義ですとかそういう場面では、ラジエーションカレッジの話などもさせていただいていますが、さらにそうした連携を強固にというのが委員のご指摘かと思うので、おっしゃる通りだと思います。

（崎田委員） よろしくをお願いします。ありがとうございます。

（佐藤座長） その他よろしいでしょうか。一旦ここで区切らせていただきますけれども、後ほど全体を通してご意見をいただく時間を設けたいと思いますので、その際に言い足りなかったことはご意見いただければと思います。それでは続きまして、議題2、論点整理・論点に対する考え方（案）についてとしまして、資料2について事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

（新保補佐） 環境省の新保です。資料2、論点整理論点に対する考え方についてご説明をさせていただきます。この資料ですが、前回のワーキングの中でご議論いただき、特段その論点そのものが根本的に足りないというよりは、既に整理した考え方案について少し表現上の修正やご指摘をいただいたところかと思うので、修正させていただいた箇所を資料1-1で整理したご指摘事項への対応方針とセットでご説明する形で進めます。また今年度の目標としてとりわけ再生利用関係については、ガイドラインを補足する知見としてとりまとめるといった目標があり、本日のご説明では、少し再生利用の方に重点を置いた形でご説明します。

まず少し形式的なところからで恐縮ですが、冒頭2ページ目から4ページ目にかけて、この論点案の構成について整理しており、この章立てと後ろに具体的に記載している内容の対応が少し分かりづらいというお声もいただきましたので、ページの対応をつけております。また、最終処分の項目で、3ポツと4ポツを分けて記載しているコミュニケーションと地域共生の関係の章について、これらは独立したものではなく、お互いに連携するようなものだろうというところで並列に並べて、構成上の修正をしております。

それから具体的な中身で、共通する背景等について、6ページ目をご参照いただいて、漏れがあり恐縮ですが、県外最終処分の意義についての注釈の2点目で、県外最終処分の意義の伝え方については、理解醸成の観点を踏まえ、今後さらに検討を進めていくという注釈を追記しております。こちらの趣旨としては、このスライドで、ポツで整理している内容につきましては、環境省として中間貯蔵施設というのを地元の大熊町・双葉町に受け入れていただき、それによって福島県の復興が大きく進展したという思いから、メインの論点として記載しておりますが、別でいただいたご意見の中で、やはり理解醸成・コミュニケーションを取る相手方に応じて、どういった内容をどういった伝え方をしていくのかといった点も、1つ重要な論点ではないかというところや、先ほど崎田委員から跡地利用の関係でご指摘いただいた点もありましたが、そういった点も踏まえて、今後地域ワーキングとして、またCTによる全国的な理解醸成とも連携をして、どういった伝え方をするのがよりよいのかといったところは場所やその相手方、どういったことを伝えたいかによって適宜工夫をしていくべきものだと思っております。

それから、具体的な最終処分に関する論点の修正箇所の説明に移ります。まず、スライドの10ページ目で、最終処分の事業フローイメージを掲載しており、その右上でスタートラインとして、最終処分・再生利用の必要性・安全性等についての全国的な理解醸成の実

施が非常に重要ということで追記しております。こちら、もともとご意見の12番で、再生利用のフロー図の中で、国民全体に再生利用を行う意義や検討に係る手続の公正について理解してもらえるよう説明することが重要だといったご指摘をいただいたところですが、当然ながら最終処分の議論を進めていく中でも、大前提として非常に重要な点だろうということで追記させていただいたものでございます。

それから11ページ目に移りまして、ステークホルダーとのコミュニケーションの関係ですが、こちらはいただいたご意見の13番から15番で、もともとステークホルダーを特定するような表現ぶりをしていたところについて修正しており、コミュニケーションの相手方に応じて、地域の実情等を踏まえ、最適な方法を選択して対応していくことが望ましいという記載に修正しております。その上で、最終処分については、具体的にその事業場所をどのように選定していくのか、そのプロセスや方法論につきましては、基本的には2025年度以降に本格的に議論するというので、今年度の段階ではあくまで先立っての検討ということで、その辺りの趣旨を2ポツとして追記しております。

続きまして、12ページ目の一番下の注釈で、全国的な理解醸成については、CTで主に議論すると記載しておりましたが、こちら先ほどご説明した県外最終処分の意義の注釈とも少し関係する内容ですが、必ずしも安全性や必要性だけをご説明する内容として議論すればよいのではなく、伝える対象によって、内容やどういった方法をとるのがよいのかするべき工夫も変わってくるかと思いますので、そういった観点も含めて今後議論が必要であろうと少し修正しております。最終処分関係では、あとはステークホルダーやコミュニケーションなどの用語関係の修正となっており、少し飛びまして、復興再生利用関係の論点に移ります。

25ページ目をお願いいたします。中ほどのところ、コミュニケーションの方法の1ポツ目です。こちらの復興再生利用先として検討しているといったところは、16番の意見の対応として検討していると追記しております。それから、少し語尾の表現で、協議を行うこととしていると修正をした上で、注釈で協議の相手方や内容等については、再生利用ワーキングで議論すると記載しております。これは、この協議の対象等について地域ワーキングの中でとりまとめたものというよりは、再生利用ワーキングで議論されているものを前提として記載しているもので、誤解がないように追記したものです。その上で、2ポツで併せてといったところで、上記の協議のみではなく、除染実施者が、コミュニケーションの相手方に応じて、地域の実情等を踏まえ、最適な方法を選択して対応をしていくことが望ましいと、こちらもステークホルダーの関係の修正として対応したことになります。また、このページの一番下で、コミュニケーションの内容の2ポツで全体の覆土厚も赤字にしておりますが、こちらは再生利用のガイドラインの議論の中で、もともと覆土等の厚さという用語が全体の覆土厚に修正されたことを踏まえての修正です。

続きまして、26ページ目の地域共生の関係で、考え方案の1ポツ、2ポツの関係ですが、もともと1ポツで、雇用や地域インフラへの投資のところをインフラの整備という表現にしておりました。この直接的な便益の捉え方として、インフラの整備と記載してしまうと、まさに再生利用を進めるために、例えばそのための道路を作るといった捉え方をむしろされてしまうのではないかと思います、そうではなくその地域の具体的なニーズや特性、それから本当に地域の復興に繋がるといったようなことを意識して、どのようなことが便益にな

るかというのを考えていくべきだろうということで、前回いただいたご意見の9番や10番、そういったところに対応するような表現として、地域のニーズ、それから、復興再生利用の事業特性を踏まえ、こうした地域の便益に留意すると修正しております。

それから、最後27ページ目に復興再生利用の事業フローイメージを参考で付けておりますが、先ほど最終処分でご説明した全国的な理解醸成の取組を進めていくことがまず先立って重要といったところで、12番目のご意見に対して修正しています。また、中ほどに吹き出しを3つほど付けておりますが、参考としているのが一般的な公共事業の例といったところで、どの段階で具体的に復興再生利用という形で土を使うのか、それからどれぐらいの土壌の量を使うのかといったところが、このフロー図の中のどこで検討されるのかが、用語だけを見ると少し分かりづらいのではないかといったご意見をいただいております。7番目のご意見を踏まえて修正しております。一般的には概略計画の策定の後に、もろもろの調整を経て事業実施の決定が行われますといったところと、具体的な土壌の量の算定自体は、概略計画策定の後の設計で基本的には行われるところ、そういったところを補足するような形で追記したところです。更新箇所を中心ということで恐縮ですが、資料2のご説明は以上です。

(佐藤座長) ありがとうございます。委員の方々からいただいた意見をもとに資料2の主に変更したところをレビューしていただきました。ただいまのご説明に関しましてご質問やご意見があればお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、関谷委員どうぞ。

(関谷委員) はい。26ページのところです。前にも一度意見を言わせていただいたような気がします。この事業そのものは極めて高い復興のための社会的便益をもたらすものだと思います。ただし、地域の便益は直接的にはないというか、経済的に何らかの経費など出されるとしたら直接的な便益があるかもしれませんが、社会的便益と分けるとなかなか難しいと思います。もう少し丁寧な書き方をしていただいた方がいいのではないかと思います。

(戸ヶ崎企画官) こちら、直接的な便益と社会的便益に分けていますが、もともとIAEAの最終報告書の意見を踏まえて用語を分けました。おっしゃるような、最終処分の方ではそういう区別ができると思いますが、再生利用については、一体的に考える必要も出てくると思いますので、2つ目の○のところで、地域のニーズや復興再生利用の事業特性を踏まえつつ、こうした地域の便益ということで、直接的な便益とそれから社会的な便益の両方のことを考慮するというような表現にしております。

(関谷委員) 社会的な便益といいますか、除染土の再生利用を進めるということはわかるのですが、それぞれのこれを行う地域にとってのニーズと言われても、何が便益なのか、ニーズなのか私にはよくわかりません。これは福島原発事故の復興としては意味があると思うのですが、それ以外には、あるとはなかなか思えないのですが。

(戸ヶ崎企画官) 今後、どういうところで利用されるかということが検討され始めると思いますが、その中で、例えば公共事業等でこういうものが必要だというようなものも出てくる可能性もありますので、地域のニーズはそういうものも含んでおります。

(関谷委員) 私は、これはやはりなかなか引き受け手が見つからないものを引き受けてもらうのですから、どちらかというと、デメリットにならないということを理解してもら

ことが重要であって、メリットになるのであれば、最初から受け入れに苦勞するということはそもそもないのだと思います。だからそれは、地域の不利益にならないように留意するとかで、便益ではないのではないかと思います。地元にとってメリットになるという捉え方ををお願いしてくというのは、やはりちょっと無理があるのではないかと思いますので、もう少し丁寧な書き方をしていただいた方がいいと思います。

（山本参事官）関谷委員ご指摘ありがとうございます。おっしゃっていただいた趣旨は、改めてよく理解できたところでございます。雇用や地域インフラへの投資などの直接的な便益と書いているのですが、これは除去土壌が使われることによる直接的な便益というよりはむしろ、そこに例えば道路が通るといったことについての便益であり、除去土壌を使うことの便益かという、確かにそのように言うのは苦しいところがあると理解いたしました。その意味で、直接的な便益と言ってしまうと、除去土壌利用の直接的な便益というふうに読めてしまって、そこは誤解を招くというのはおっしゃる通りだと思いますので、先ほど関谷委員がおっしゃったように、除去土壌を使うことによる不安であるとか、そういったものを解消していくような話と、除去土壌の利用先として何らかのインフラができることによる便益という話、そこは直接的と言うのか間接的と言うのかももう少し整理しないといけないかもしれませんが、それから福島や日本の復興に資するという社会的な便益の話というその3つをうまく整理して書かないといけないということだと理解いたしました。

（佐藤座長）はい、それではご検討の方よろしくをお願いします。保高委員。

（保高委員）ありがとうございました。今関谷委員がおっしゃったことは私も同様のことを感じていて、今長泥地区で出ている事例の解析等があつて、地域にとっても便益があつたとする向きもあります。除染が進んだというようなこともあつたかもしれません。一方、そもそも道路を作る予定があつたところに、除去土壌を使うパターンというのは、その地域にとって直接的な便益は余りない。一方で、この事業をやるから新たに道路を作ることになったら、それは地域にとって便益があるかもしれないという分け方になると思うのです。ただ後者のパターンがあるのか、前者のパターンだけなのかというのが現在よくわかっていない。例えば農地に使う、公園に使うなど様々な事例があると思うのですが、もともと事業の計画があつたところにこれを使うようなパターンなのか、それ以外なのかということで変わるのだらうなと思います。今環境省や再生利用ワーキング、もしくは閣議決定の中でいろいろ話されている中では、どちらの方をイメージされているのか、それによってこの書きぶりも変わってくるのではないかなと感じました。もしその件議論されているのであればご教示ください。

（中野参事官）どちらもあると思っています。

（保高委員）その場合、前者であれば、直接的な便益なんかないということもありますし、後者であればということもあると思うので、そのあたりの書き方をもう少し丁寧にした方が間違いないかなと思いました。

（山本参事官）ご指摘の趣旨は非常によく理解できました。そこはもう少しどう書けばいいのか考えないといけないのですが、少し分解をして便益というものを整理して書き直してみたいと思います。

（佐藤座長）はい、よろしくをお願いします。その他いかがでしょうか。泊委員どうぞ。

（泊委員）本日遅くなり失礼いたしました。27 ページのフローについてお伺いします。そもそも参照されているガイドラインというのがあって、その中の要素を持ってきて並べていただいたということで、書くのにかなり苦労されていると思いますけれども、このようにまとめていただきありがとうございました。まず、参考にされているガイドラインの中で用いられている表現というものがあり、それを言い換えるのは問題ないとは思いますが、もともと示しているものと若干表現が変わって分かりにくくなっていると感じるところがありますので、もともとの記述と今回の理解、そこはしっかり分けて書いていただいた方がいいかなと思います。その1つがこの概略計画の策定の先のところで、吹き出しの方ではすぐに事業実施の決定が行われると書いてありますが、一般的にこの当初のガイドラインで想定されていることでいうと、調査計画・設計までが詳細設計の段階で、これを経て都市計画決定ですとかその他の決定があり、そこで事業が決定するという段階になる。これが概略計画という総論としての決定といえますか、詳細計画をした段階での事業そのものの決定で、そこから先が事業化ということがはっきり分かれていることが重要かなと思います。2 個目の一般的にはと書いてある吹き出しが、設計の下に矢印に入るだけでも修正できるかなと思いますけれども、この発言の趣旨としては、誰が、どこで、どういう考え方で、あるいは法律などに基づいて決定行為を行うのかというのが、責任上とても重要ですので、そこがはっきりするとよりわかりやすくなるかなと思っています。ぜひもう一段階の修正を検討していただきたいと思います。

加えて、最後の吹き出しで、土壌の量の算定と書いてありますが、確かに今の流れで申し上げた設計、つまり詳細の設計段階で土壌は当然算定されると思いますけれども、事業によっては、そもそも土壌がどれくらいの規模で使われるかというのは、概略計画の議論の中でもすでに触れる場合があります。特に埋め立てなどになると、どうしても土壌は事業費にも影響しますし、埋め立てでなくとも、概ねどれくらいの量が必要かという議論は、もっと上の段階で行われるということがもう少しはっきりした方が、復興再生利用という概念では分かりやすいかなと思いました。

その他、先ほど便益のご議論がありましたし、まだ議論していないこととしてはコミュニケーションという表現もありますけれども、前回の資料に比べるとかなりすっきりして分かりやすくまとめたいただいたというふうに私は考えているところですので、まずその点についてはご対応にお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（前田主査）ありがとうございます。ご指摘の点につきましては、国交省の計画策定プロセスガイドラインも参照しつつ修正を検討させていただきたいと思います。

（佐藤座長）はい、よろしいでしょうか。大迫委員どうぞ。

（大迫委員）ありがとうございます。資料2の20 ページの辺りですけれども、コミュニケーションの進め方に関しまして大事なポイントというものを示していただいている中で、私としてはコミュニケーションにおける信頼性の確保というような意味合いも大事なかなと思っています。コミュニケーションの方式のところの最後のボツに、専門家やファシリテーターの活用を含むと書いてあるわけですが、この辺りをもう少しキーワードとして信頼性の確保に結びつけた中で強調していただくことも重要かなと思っています。やはり実施主体側が利害関係にある地域の方々に対して説明してコミュニケーションを図るという中において、専門家の方々がそこで評価をしていくといった、客観性を持った第三者の関与

という形があると、全体として信頼性を持ったプロセスをデザインできると思います。この辺りを研究されている保高委員からもご意見があるかと思いますが、その辺りをコミュニケーションの方式の中で信頼性という言葉を書いて少し強調していただくというのはあるかなと思いました。

それからこのページの⑤に透明性とあるのですが、この透明性という部分に関して一般的に情報公開というところがよくキーワードとして用いられるのですが、あまりそういった形では書かれてないので、もちろん情報公開前提でいろいろ書かれていると思いますが、重要なキーワードはきちんとここに入っておいた方がよろしいかなと思った次第です。

もう1点は、これまで技術開発を進めてきたのですが、実際に具体的なプロセスになっていきますと、この専門家やファシリテーターという役割を担う人材というものがなかなか育っていないという現状もあって、これからの長期に渡るプロセスを支える人材基盤みたいなものをどのように育てて確保していくのかというのは、今のこの資料には馴染まないと思うのですが、どこかで強調しておくべきところなので、この資料のどこかに反映ということではなく、全体的な1つの論点として提示させていただきました。以上です。

(戸ヶ崎企画官) 1点目の信頼性確保のために専門家等による客観的な確認や説明が必要だということについては、ご指摘の通りだと思います。IAEAの最終報告書にもそういう専門家等の確認、説明等が必要だということが書かれていますので、そこは反映を検討したいと思います。それから透明性につきましても、情報公開は当然必要なことですので、表現を検討したいと思います。それから地域とのコミュニケーションの観点で説明する内容や方法などを検討しているのですが、その説明する人自体の人材育成についても、こちらに書けるかどうかは検討しますが、重要だと認識しております。

(佐藤座長) ぜひ、人材育成をどういう機関でどういうふうにするのかという議論を早く進めたほうがいいのではないかと思います。今先行して走っている理解醸成で、例えば高レベル放射性廃棄物の選定をしているところを見てみると、そのファシリテーターとなる人材が極端に少ないということがありますし、リスクコミュニケーションなどをされている方はいらっしゃるのですが、その場にファシリテーターとして立つということを断られる方もいらっしゃいます。実際にその場に立って、ファシリテートする人をどういう組織がどうやって育てていくのかということとはとても大事なことですし、特に再生利用は2025年度から始まりますので、その辺りは結構緊急を要しているのかなという印象を私も持ちます。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。関谷委員どうぞ。

(関谷委員) 保高委員と大迫委員の話を聞いて少し頭の中が整理できたのですが、20ページと先ほどの26ページに関わるのところと全体のところですね。そもそもこの問題は、心理的、経済的なリスクがあるけど、物理的なリスクというか放射線のリスクはない。これをいかに理解してもらうのかということが重要だと思います。明記を強調することではなく、きちんと丁寧に説明して、放射線のリスクは極めて低いということを理解してもらい、心理的なリスク、経済的なリスクを受容可能なものとして受け入れてもらうことが長期的な課題だと思います。まずその根本の問題をどこかにきちんと書いていただいた方がよいと思いました。その上でないと、いきなり直接的な便益と言っても、やはりなぜそれを便益とするのか、ただ単に経済的な便益がありますと言うだけだと、「経済的メリットを付与するから受け入れてください」みたいになってしまう。

ロジックとしては、心理的なリスクや経済的なリスク、例えば何か反対運動が起こるなど色々な意味でのリスクはあるけれども、絶対に物理的な放射線のリスクというものはないということを前提に、そうであればどういう形であれば受け入れてもらえるのか、次の段階としてプロセスも明示することが重要だと思います。コミュニケーションの手前の段階で、まずこの問題がどういう構造なのかということを明示していただいた方が議論はしやすいのかなと思いました。以上です。

（戸ヶ崎企画官）関谷委員のご指摘のように、復興再生利用というのは、放射能濃度が低いものを、一般的なところで利用するということです。放射線のリスクとしては、先ほど最適化の話もありましたが、極めて低いものになりますので、それをきちんと説明した上で、どうすれば利用していただけるかということを検討したいと思います。

（佐藤座長）はい、ありがとうございます。保高委員どうぞ。

（保高委員）IAEA の第2回の報告のときにウィーンで私の方からどんなことが重要かという研究成果を提示して、向こうの IAEA の専門家の先生方からもそういうこと重要だよねと言われた項目を述べさせていただきます。報告書に載っていますが、リスク認知、恐ろしさとかそういったものに関して低減すること。また、社会的な便益がどれぐらいあるか、政府への信頼、関心と知識、そういった問題に関心を持っているかどうか。そして将来世代からの期待。そういった項目が受容性を上げるということが明確になっている。また、手続的公正とか分配的公正というのは最低限必要なことである。そういったことが科学的にもわかっていて昔から言われている。それをここで、どう担保しているのかということを考えてみたのですが、この内容の例えば 20 ページが IAEA のレポートに引っ張られすぎているような気がしています。例えば透明性という言葉は、transparency の日本語訳だと思うのですが、その transparency が含んでいるのは、透明性というか先ほどお話があったような情報の適正な公開であるとかということです。そういった最低限必要なこと、やるべきことというものをもう少し噛み砕いて、実際に必要なこととして頂ければと思う。例えばリスク認知や関心と知識などは、当然今コミュニケーションの方でされている事業になる。今後我々がしなくてはいけないのは政府への信頼もしくは自治体の信頼を上げていくことであったり、社会的便益というものをどうしっかり考えていくかであって、関谷委員からあったように、社会的便益がない可能性があるのであればそれ以外のことを考えなくてはならない。負担の分かちあいのこともあると思うのです。そういったものが、将来世代の期待というものに関係してくるかもしれない。サイエンスとしてわかっていること、そして他の災害からの復興プロセスにおいて考えられてきたこと、それから今回のものをもう少し読み解いていくということが、次のステップの資料として落としてく段階では必要なだろうと感じました。今のはコメントです。

もう1つ気になったのが 25 ページのコミュニケーションの方法のところ、1つ目の○の最後に、協議の相手方や内容等については再生利用 WG で議論とさらっと書かれています。このポイントは何かということ、合意形成のプロセス、コミュニケーション、いろいろあると思うのですが、そういったものは再生利用ワーキングの方で今後検討されていくという区分けになるという理解でよろしいですか。それとも、ある部分だけをこちら側で担って、ある部分は再生利用ワーキングになるのか、この辺りの区分について現段階でお考えがあればよろしくをお願いします。

(大野補佐) ありがとうございます。25 ページのコミュニケーションの方法のところの 1 つ目の○で、協議と書かせていただいております、ここはコミュニケーションの中でもすごく限られた部分になると思っています。といいますのは、やはり公共事業等で再生利用をしていく場合、施工あるいは管理をどういう役割分担で行っていくかというときに事業実施者ですとか、施設等の管理者がいらっしゃいますので、そういう役割分担を協議の中で決めていこうという、そういう狭い意味でここでは書かせていただいております。その下の○にある、それより広いステークホルダーとのコミュニケーションのことは、このワーキンググループでもご議論いただいているところだと思っています。今ここで書いている協議は、非常に技術的な部分に限定していると思っていただいてもいいと思います。

(保高委員) ありがとうございます。個人的には、再生利用ワーキングの方でこの辺りについてしっかりやりたいと思っている先生方と、関谷委員や崎田委員がおっしゃるような部分、もしくは泊委員のおっしゃる制度的な部分から一度すり合わせて、全体像が少し見えた中で必要なことの抽出というものも来年度以降あっていいのかなとお話を聞いていて思いました。ありがとうございます。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。地域ワーキングが1年の活動ですので、最終のとりまとめに対して、コミュニケーションですとか対話というところは結構早いときから進めていくということを前面に出していく方針でぜひきちんとまとめていただくということで、具体的ないろいろな方策ですとか、先ほど保高委員の方から来年度以降にと言われたところは、来年度以降に進めさせていただければいいかなと思います。それでよろしいでしょうか。それから先ほど泊委員の方から大分良くなったというお言葉をいただいたのですけれども、この論点と考え方は、ある程度まとめて今度親委員会の方に提示しますので、何かご指摘があれば今日のうちにいただきたいと思います。よろしくお願いします。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。今のお話のように、コミュニケーションや対話を早い段階からしっかりやっていくということに関してはかなり強く書いていただいております。と思っているのですが、先ほどから実は 10 ページ、11 ページで少し頭が止まっています。どういうことかという、最終処分については、11 ページの考え方の2つ目のところで「最終処分の事業実施に当たってのステークホルダーとのコミュニケーションのあり方については、2024 年度中に提示される最終処分場の構造や必要面積等に係るいくつかの選択肢等を踏まえて、2025 年度以降に議論する」とありますが、10 ページの図を見て、これで本当に決まっていくのかというのがとても気になってきました。右側の最終処分のところで、上位の方針があって、右の方に地域でのコミュニケーション活動がしっかりと実施されるという赤字があって、下に複数案の設定とありますけれども、いわゆる最終処分の構造とか必要面積とかいう技術的なことに関する複数案が 2024 年度中に設定されたとして、それに対して例えば国や専門家、社会から手が挙がるのを待っていると、NUMO の高レベルの状況でいうと法律が決まってから 20 年で初めて正式な関心表明の地域があったわけですが、20 年待っているわけにはいけないので、2030 年ぐらいまでにそれを決めていくためには、かなり綿密に社会に発信をするということを強化していかなければいけない。そういう流れが出てくると思うので、この書き方で進めていっていいのかなというのが少し気になりました。例えば、この複数案の設定の次に国からの申し入れあるいは地域から

の関心表明というのがあり、その後地域名も入った複数の比較評価があり、それに合わせて赤で書いてある全国広報をしっかりと、国からの申し入れがあった段階で地域対話をスタートさせるなど、もう少し明確に書いていかないと、工事完了が2045年ぐらいのところをどう進めるかという社会のイメージの共有が難しいのではないかなと思いました。この10ページ、11ページの内容を少し明確にしたほうがいいのではないかなというのを感じました。今頃言い始めて申し訳ありません。よろしくお願いします。

(新保補佐) まず1点、こちらの書き方がおそらく誤解を招いてしまう部分があったのではないかなと思ひまして、11ページの2ポツで記載しております、今年度中に提示されるいくつかの選択肢という表現と、10ページの図の複数案の設定というのは別物になっております。今年度末の戦略目標年度までに減容化や再生利用の技術開発を進める中で、そういった技術を組み合わせて活用することで最終処分の量を減らせる代わりに濃度帯としては高濃度のものが出てくるとか、そういった今後取りうるシナリオといいますか、今までに開発を進めてきたものの成果として、今後の方向性をいくつか選択肢として示させていただくようなことをイメージしてございます。一方で、10ページの方の複数案の設定というのは、まさに最終処分をこういった方向で進めていくにあたって、実施箇所を決めていく中でいろいろな案が具体的に出てきて比較評価をするというフローをイメージしているというものでして、ここの複数案の設定と11ページのいくつかの選択肢は別物だといったところを補足説明させていただきたいと思ひます。その上で、この最終処分のフロー図は、この地域ワーキングで最終処分を進めていく中でのプロセスというものを今年度末までに何か決めようとしているといった趣旨ではなくて、あくまで既存の公共工事の例を参考に最終処分に当てはめており、ある意味本当にイメージとして示させていただいたもので、27ページ目の復興再生利用のフローと少し特徴が異なるといったところです。最終処分につきましては、福島県内土壌を最終処分するという事業として立ち上がってそこから案を検討していくようなものであり、一方で再生利用につきましては、どちらかというともともと事業があつて、そこで福島県内土壌を活用していくというような形で案件が形成されていくこともあるといった、その2つの事業の特性の違いを少しご説明するようなことを目的としてこのフローをつけさせていただいたところでございます。今後最終処分の実施場所を具体的にどのように検討を進めていくのかといった手法につきましては、11ページの2ポツに記載しております通り、基本的には2025年度以降に本格的な議論をさせていただくという形にしておりますので、このように模式図的なものではなく、今崎田委員の方からご指摘いただいたようにもう少し落とし込んでどのように選定プロセスを進めていくのかといった議論をさせていただきたいと思ひているところでございます。

(保高委員) 前回私がその問題に陥って解決したのですが、参考資料3-2と資料2の3ページが、今お話があつたことを結構網羅しているような内容になっていて、例えば、参考資料3-2を見ていくと、今お話のあつた内容が入っているような形になっています。また、3ページには今お話があつたような論点が所々に入っています。簡単になったフローチャートがここに入っているけれども、これが一番わかりやすくそこに引っ張られてしまうという感じがしなくもなく、しっかりと書くのであれば、この参考資料3-2のようなものがあつた方がわかりやすいです。もしくは、資料2の3ページのものがフローチャートになっていると、フローや今後しなくてはいけないことが網羅的に書かれるような気がし

ます。国交省のガイドラインとの比較という意味でこの図を出されていますが、フローチャートがいくつか出ていてちょっとわかりづらくなっているということかなと個人的には思います。

（戸ヶ崎企画官）はい、ありがとうございます。ここのフローチャートに入っている要素というのは、例えば資料2で言いますと、14 ページのところの手続き的公正、分配的公正ですとか、16 ページのところの先ほど崎田委員がありました呼びかける方式、手を挙げていただく方式ですとか、こういったものが論点としては入っております。参考資料3-2は、赤字で上の方に書いてあるのですが、国交省のプロセスガイドラインを参考にするというものが考えられるのではないかとということで、現時点としてまとめているのですけれども、この方法やこのプロセス自体がどうなのかというのは、2025 年度以降に検討を進めていきたいと思っております。

（保高委員）このメンバーで3回議論をしている中でもまだ少しどの資料でどれを話しているかというのが混乱する可能性もあるので、今後パブリックコメントであるとか戦略検討会のご説明の中では、その辺りの資料構成に気をつけていただくのが重要なと思いました。

（佐藤座長）はい、重要なご指摘ありがとうございます。先ほど新保さんの方からも説明がありましたけれども、11 ページにある記述を見ると、先ほどのフローチャートに当てはまるプロセスがもう始まっているようにも見えるので、少し気をつけなくてはいけないのかなと私も感じました。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。また最後にご意見をいただく時間を作りますので一旦ここで区切らせていただきたいと思います。続きまして、議題3、中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略とりまとめ（案）について、資料3に基づいて事務局よりご説明をお願いします。

（新保補佐）それでは資料3、技術開発戦略とりまとめ案から地域ワーキング関係について、環境省の新保からご説明します。まずおめくりいただいて2 ページ目に現在置かれている状況として、年度末時点での取組の進捗を見据えて、今後の課題について、整理を行うことが戦略検討会でとりまとめられており、これらを踏まえて、2025 年度以降の取組の方向性についても各ワーキング等で議論を開始しているという状況です。また、今後の戦略検討会の予定として、2025 年の年明け頃に今の戦略の進捗状況のレビュー、課題の整理、取組の方向性案について、議題として上げるということにしておりますので、地域ワーキングとして、ご議論いただいた内容をここに打ち込むことが必要となっております。その中で1つ、地域ワーキングの少し特殊な点といたしましては、もともと現在の戦略を作った段階ではワーキング自体が存在していなかったといったところで、現在の戦略の取組目標という欄に、直接的に地域ワーキングでどこまで達成するといったことが記載されているわけではないので、今回の戦略のとりまとめにおいても、目標の達成状況という欄に地域ワーキングとして具体的に書くようなポイントはないのかなと。一方で冒頭に大迫委員からもご指摘いただいたとおり、今後、再生利用や最終処分といった具体的な事業を進めていく中で、社会的受容性の確保のために非常に重要な再生利用・最終処分に密接に関わる内容を地域ワーキングの中でご議論いただいているといったところですので、具体的な取組の進捗状況、今後の課題及び2025 年以降の進め方で、地域ワーキングでご議論いただいた状況、その成果、それから今後の課題といったところをまとめさせていただくとい

う形にさせていただきたいということで案を示しております。具体的な内容のうち、再生利用の関係を3ページ目、最終処分関係を4ページ目に記載しております。こちらの記載は地域ワーキング関係の部分だけを取り出した形になっており、項目としては、再生利用の推進についてという大項目があり、その中で、再生利用ワーキングで議論検討進めてきた内容についても前段として記載された上で、さらにそこに地域ワーキングの関係の記載もあわせてするといった構造で検討させていただいているところです。具体的には、再生利用の関係で言いますと、資料1-1で、このワーキングの議論内容のイメージについて説明もありましたが、今年度末で、論点・考え方をとりまとめるといったところを目標としておりましたので、そのとりまとめた考え方について、再生利用に係るガイドラインを補足する知見としてとりまとめたといったところが地域ワーキングでの大きな進捗状況として記載していく内容になると考えております。その上で、今年度の時点で一度とりまとめて、今後の課題と2025年度以降の進め方として、今後の再生利用先の地域における社会的受容性の向上のために、具体的に今後の復興再生利用の取組が進んでいくと、そういった取組状況や最終処分でも、具体化に向けて本格的な議論が進んでいく中で、一度とりまとめたいただきました地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方について、さらに、実際の案件等を踏まえながら、知見の集積を進めていくことが重要であろうといったところで記載しております。少し説明が前後しましたが、再生利用に係るガイドラインを補足する知見としてとりまとめたといったところに注釈記載しており、まさに本日ご議論いただきました、この資料2の論点に対する考え方を、技術開発戦略のとりまとめの参考資料として添付するといったところで、これを知見としてとりまとめたという整理で考えております。また、続きまして4ページ目は最終処分についてで、先ほどもご説明いたしましたとおり、基本的には今後の最終処分の具体化に向けては、2025年度以降に本格的な議論を行うということにしており、それに先立って、今年度地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方等について、ご議論いただいたといった形で、現時点での必要な論点や考え方の整理を行ったと進捗状況に記載しております。一方で、今後の課題と2025年度以降の進め方について、今年度の戦略目標年度で、まず最終処分場の構造や必要面積に係るいくつかの選択肢をとりまとめることにしており、こういった成果も踏まえて、2045年3月までの県外最終処分の実現に向けて、まずは、2025年度以降、地域のコミュニケーション、地域行政のあり方、それから事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法等について本格的に議論を進めて、この議論を踏まえて、具体的に社会的受容性の向上に向けた取組を進めていくといったことで記載しております。基本的には資料1-1で冒頭ご説明した、このワーキングでの議論内容のイメージといったものの、まさに裏表になるような、成果としてのとりまとめをさせていただいて、これを戦略検討会で報告をしていきたいと考えているところです。説明としては以上です。

(佐藤座長) はい、ありがとうございます。それではただいまのご説明に対しましてご質問やご意見をお受けしたいと思いますがいかがでしょうか。はい、泊委員どうぞ。

(泊委員) ご説明いただきありがとうございます。情報として理解できていないので教えていただきたいのですが、資料3の2ページ目の今後の戦略検討会の予定の中に、2025年の年明け頃に案が出された後パブコメがあって、その直後に公表という流れになっている

ますけれども、このパブコメがどれぐらいの規模・時間でどのようなものかということについて少し教えていただけませんかでしょうか。

（山本参事官）はい。パブリックコメントについては、戦略検討会全体として行っていくということでございまして、具体的にいつというのは、これからの進捗を見ながら考えていくという状況でございます。

（泊委員）ありがとうございます。本ワーキングでコメントすることではないのかもしれませんが、今まで各ワーキングで議論されてきたことをまとめると、いわゆるパブコメとしてオープンにしていますということだけではなくて、これまでの議論を積極的に発信していく重要なチャンスであるのと同時に、積極的に意見を回収しに行く場なのかなと理解しています。そこまで具体的なものではないのかもしれませんが、これまで議論してきたこととこういう活動が結びつくようなことを期待したいと思ってお聞きしました。私から以上でございます。

（佐藤座長）泊委員ありがとうございます。とても大事な指摘ではないかなと思います。絶好のチャンスということですね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。はい、大迫委員どうぞ。

（大迫委員）ありがとうございます。泊委員がおっしゃったことは今後に向けても大変大事だと思います。この戦略目標に沿って技術開発等を進めてきたわけでありますけれども、実践していくというのはこれから本格的になるわけなので、ここで目標の総括を出すということが、社会にいかにインパクトを持って発信されるかということは大事だと思います。ただしパブコメの手続きは、行政としてこれまでのように実施されると思うので、私としては、今日冒頭でご説明のあった、閣僚の方々による再生利用等推進会議の中で春頃までに基本方針を出すというタイミングとうまく連動するような形で、環境省としてもこの戦略目標のとりまとめを活用していただきたいと思います。それから、夏頃までに推進会議がまとめるロードマップが大変重要な意味を持つてくると思います。もちろん環境省の方々も含めてご検討をされるとは推察しますが、先ほど崎田委員からもご指摘がありました、実施箇所をどういうプロセスで意思決定していくのかという立地選定のところがある意味最も肝だと思っていまして、再生利用の場合は計画がある事業に対してということもあるので若干違うところはあると思うのですが、県外最終処分については、この実施箇所をどう決めていくのかというところが一番大きなハードルであり重要なプロセスになるので、今後政府が示すロードマップの中で、今回の成果を上手く活用できるような形で、社会に発信していくということが重要なかなと思います。全体的な感想になってしまいましたが、以上です。

（佐藤座長）ありがとうございます。大事なご指摘をいただいたと思います。その他いかがでしょうか。はい、崎田委員どうぞ。

（崎田委員）ありがとうございます。大迫委員にフォローしていただいた形になりましてどうもありがとうございます。最終処分の地域をどう決めていくかということに関しては、2025 年度以降にかなり明確に年度を区切りながら計画を立てていくようなやり方を検討してもいいのではないかなと考えています。そうしないと 2045 年までというものの全体像がなかなか作っていけないという感じがしております。

それから、3ページの再生利用のところの今後の進め方で、前回も実は細かいことをお話ししたのですが、例えば再生利用先の地域における社会的受容性の向上のためというのは、再生利用するかどうかまだ決まっていない段階で皆さんと話をするので、再生利用を検討する地域におけるなどとしたらいかがかと意見いたしました。非常に細かい話ですが、何か決まったことの説明を受けるだけなのか、一緒に考えていけるのかというのは、結構市民にとって大事で気になるところなので、そのような配慮をしていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

(戸ヶ崎企画官) はい。崎田委員からのご指摘については、先ほどの資料2の方では反映させていただいたのですが、資料3の方はできていませんでしたので、ご指摘の点を踏まえて修正を検討したいと思います。

(佐藤座長) その他いかがでしょうか。はい、保高委員どうぞ。

(保高委員) ありがとうございます。この資料3が戦略検討会で議論される内容になり、添付資料として先ほどの資料2がつけられるということと理解しました。こちらの資料に関して特段異論はないのですが、先ほど議論があった資料2の内容で、特に関谷委員がご指摘された再生利用の社会的便益とは何なのかですとか、コミュニケーションの部分で少しIAEA報告書の話に記載された単語に寄りそいつつ、実際にやらなくてはいけないことといったところを含めること、その辺りは可能であればリバイスしたものを一旦事務局からいただいて、座長一任ではなく皆さんから意見をもらった方がいいかなと思いました。タイムスケジュールとしては厳しいかもしれませんがご検討ください。

(山本参事官) 時間的には厳しいものもありますが、ご指摘の通り委員の皆様にも少し見ていただきながら、また座長ともよくご相談しながら、この資料2についてはより精査していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

(佐藤座長) その他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、議題としては終わりましたが、先ほどお約束しましたように、委員の皆様から全体を通してご意見、ご質問、あるいは言い忘れたということがありましたら、今のお時間で受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。保高委員どうぞ。

(保高委員) ありがとうございます。県外最終処分の絵姿がまだ描けていないからイメージがつかないといったお話はいろいろな方から聞きます。一方で、再生利用に関してはある程度姿は見えてきていると考えているのですが、実際に再生利用するときに、そのプロセスはわかったけれども結局その地域はその道路に使われるだけなのか、それともその地域に対して二次的な経済的・社会的な何かが用意されているのか、といったことに関して今どこかで議論されている、もしくは決定された事項というのはあるのでしょうか。うまく伝わっているかわからないのですが、例えば公共事業に使われるとして、その周辺の方は特段何もなく、公共事業で使われるということで合意形成が進めばそこで使われるだけという理解でよろしいですか。

(山本参事官) はい、ご指摘の点については、我々も社会的な受容というところで、特に先ほどのお話にもありました通り、リスクといいますか不安という部分と、物理的には安全なのだけれども心理的・経済的な負担の部分、そのところについてよくリスクミをしていかないといけないと思っています。その中でどういうやり方をしていけるのかという

ことについては、具体的に申し上げられる状況ではないのですけれども、今後よく検討していきたいと考えております。

（保高委員）この点に関しては、この地域ワーキングの枠の中ではなく、実際に環境省が地域との対話をする中で、こういう要望があるとかいう話を聞いてお考えになるようなイメージでよろしいでしょうか。

（山本参事官）はい、その点についてはこの地域ワーキングの中でというよりは、さっきおっしゃった通り地域との対話の中かもしれませんし、関係者の中でいろいろ検討していく部分もあるかもしれません。まだ特に何か方針があるというわけではないという状況でございます。

（佐藤座長）その他いかがでしょうか。はい、崎田委員どうぞ。

（崎田委員）ありがとうございます。この復興再生利用に関して、地域にとって何か便益があるのかというお話がありました。今後のお話なのですけれども、今公共事業として道を作るとかいうようなことを前提にやっていますけれども、福島の飯舘村長泥地区で実施しているような、地域の方が今後お花を栽培することを地域の仕事にしていく、あるいは観光資源にしていくような事例もできるだけ地域の方の笑顔とともに発信をして、もっともっと広く皆さんにお届けしてもいいかなと思っていますので、何かそういうことも考えていただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

（新保補佐）ありがとうございます。現在も長泥を実際見に来ていただいたりして、やはり理解醸成のために現物を見ていただくというのが一番効果的だと我々も感じております。中間貯蔵区域の視察ですとか長泥の実際に花を育てている場所ですとか、まさに地元の方がいる場所に来ていただいてご説明させていただくというのは非常に重要なことだと思っていますので、引き続き取り組んでまいりたいと思います。加えて今回の資料3で、今後実際に復興再生利用の事業が進んでいく中でその知見の集積を進めるということを記載しておりますけれども、今後案件が具体的に出てくる中で、そういった他のところで行われている取組を知っていただくといったことも、再生利用先として検討されている方に対して非常に重要な情報になってくるかと思っていますので、そういったことも考えていきたいといった趣旨を込めて知見の集積を進めるということを記載させていただいているところでございます。

（佐藤座長）ありがとうございます。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。この資料3は、戦略検討会に出すものとして、再生利用に関しては3ページ、最終処分に関しては4ページに記載があります。これが我々地域ワーキングのアウトプットとして出していくとても大事なものになるのですけれども、この2枚に関してこのまま親委員会に出してよいか、ということを皆さんにお伺いしたいのですが、いかがでしょうか。

（山本参事官）よろしいですか。先ほど崎田委員からご指摘のあった、「再生利用先の地域における」の部分については最低限修正が必要だと考えてございます。

（佐藤座長）先ほど山本参事官の方からも直したものを確認する時間を作るということでしたので、これも含めて確認していただきますが、とりあえず今議論しておきたいというご意見を募っております。先ほどの再生利用の今後の課題の下の記述に関して少し修正が入るということですが、他によろしいでしょうか。はい、保高委員どうぞ。

(保高委員) 気になる部分としては、最終処分の方の 2025 年度移行の進め方の 3 行目に、「地域とのコミュニケーション及び地域共生のあり方、事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法等について本格的に他議論を進め」とあるのですが、具体的な検討方法なのか選定方法なのかというのが少しだけ気になりました。

それから、社会的受容性という言葉がありますが、社会受容性と社会的受容という言葉はなんとなく聞いたことあるのですが、社会的受容性はあまり聞いたことがないと思ったのですが、関谷委員どうですか。

(関谷委員) 素直にいくならば、受容可能性、acceptable で、社会的とあえてつける必要もないかなと思いました。この会議名で言うと、社会的受容性の確保でもいいのかなとも思いました。

(佐藤座長) 保高委員何かございますか。

(保高委員) はい。関谷委員のおっしゃる通りでいいと思いました。

(中野参事官) 補足しますと、もともと技術開発戦略の中の理解醸成の現行の目標で、そもそも社会的受容性の段階の拡大・深化というような目標になっております。

(佐藤座長) わかりました。その他いかがでしょうか。

(戸ヶ崎企画官) 先ほどの検討か選定かということについてですが、資料 2 の 15 ページの矢羽根のところで、「対象時期を具体的に検討する」という表現を使っております。

(佐藤座長) はい、その他いかがでしょうか。大迫委員どうぞ。

(大迫委員) 2025 年度以降の進め方に関わるところで、最終処分の方はこの議論を踏まえて、「地域社会における社会的受容性の向上に向けた具体的な取組を進める」とあり、この取組というのは、かなり社会実装面で取り組んでいくという意味に解釈しました。一方、再生利用の方は、「知見の集積を進める」と書いてあり、でももう具体的に実践していくのではないのかなと思ったのですが、この技術開発戦略の総括として、まだ議論として足りないことがあるという意味で、2025 年度以降の検討課題を言っているのかわからなかったというのがあります。この結び方をもう少し分かりやすくしていただけたらいいかなと思いました。

それに関連して、今の議論の枠組みのままで 2025 年度以降も実装を意識した検討、議論を進めていくのかという、その体制などをもう 1 回見直していくのもあるかなと個人的には思っています。理解醸成の CT とこの地域ワーキングは、県外最終処分という面では、おそらく連続性の中で議論されるところも多いと思っています。そういうご検討はまた改められるということだと思いますけれども、後半の方は意見です。以上です。

(佐藤座長) 特に再生利用の方ですね。いかがでしょうか。

(新保補佐) 最終処分の方は、今年度の段階では具体的にこの結論として取りまとめたというステータスではなく、基本的には、2025 年度以降に本格的な議論をして、最終処分の事業実施に係る対象地域の具体的な検討方法ですとか、そういったところを環境省としてお示ししていくというもので、徐々に社会的受容性の向上に向けて取り組んでいくといったところが必要だと思っております、そういった記載をさせていただいているところでございます。一方で再生利用の方は、基本的には今年度の段階でまずは一度とりまとめさせていただいて、ご指摘の通り来年度から本格的に復興再生利用の実際の事業を進めていくといったところでございますけれども、実際に案件を作って進めていく中で、逆に振

り返ってといいますか、今年度の段階でとりまとめたものに対して実際の案件がさらにそれを補足するといいますか、経験を通じて改善していくといいますか、そういったところもありうるだろうということが、知見の集積を進めるという記載をさせていただいた趣旨でございます。

それからその検討の体制についてですが、来年度以降の進め方について特段現時点で決まっているものではなく、ご指摘も踏まえつつ環境省の中で検討させていただきたいと考えております。以上です。

(佐藤座長) はい、ありがとうございました。その他いかがでしょうか。崎田委員どうぞ。

(崎田委員) 直接最後の資料の話ではないのですが、環境アセスメントの対応はどのようにお考えか、少し状況を教えていただければなと思いました。今見直しに関わっており、ちょうど見直し案が出たところなので、様子だけでも伺えればと思います。

(山本参事官) 法的な環境影響評価法に基づくアセスという意味では、今回の除去土壌の対象の施設、特措法に基づいて作られる処分行為であるところの施設ということについては、法律でアセス法の対象であると書かれているわけではないというのが現状だろうと思います。今後どう考えていくかというのは、今後の検討課題だろうと承知してございます。

(崎田委員) ありがとうございます。たまたま今年度末に改訂をするということでここ何ヶ月か検討に参加してきたのですが、確かに今予定には入っていないところです。ただし、放射線が項目として数年前から入っているということもあるので、どういう状況か質問させていただきました。地域社会の信頼関係の中でうまく進んでいくことであれば、どういう形でもしっかりとした情報公開のもとで進めばいいというふうに思います。よろしくお願いします。

(佐藤座長) はい、その他いかがでしょうか。それでは、この資料3の記述は、先ほどありました再生利用の推進の今後の課題のところにある、冒頭の記述を少し変えさせていただくということで、委員には修正したものをご確認いただくというプロセスに進みたいと思います。それから資料2に関しましては、今日たくさんのご意見をいただきましたので、それを踏まえて修正した後委員の方にご確認をいただきまして、私の方でもそれが反映されているかどうかを確認したいと思います。そうした上で、親検討会にかけますので、皆様方にご確認いただいて、修正がきちんとされているか確認した後の対応につきましては、時間的なものもありますので、最終的には座長である私の方にご一任いただくということでよろしいでしょうか。はい。環境省の方としても直ちに時間がかかると思いますが、なるべく早く進めて、皆様方には検討のお時間をいただきますがよろしくお願いします。それではこれで全体としてのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。本日は、委員の皆様におかれましては、本当に長時間にわたり活発なご議論をいただきました。また、貴重なご意見もいただきまして今後の参考にさせていただきたいと思いますので、また引き続きご苦勞をおかけしますがよろしくお願いします。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

(前田主査) 本日は貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。本日ご議論いただいたとりまとめ案などにつきましては、委員の皆様のご意見をもとに修正をさせていただき、その上で親検討会である戦略検討会にご報告申し上げたいと考えています。また冒頭申し上げましたとおり、本日の議事録については、各委員の皆様方にご確認いただい

た後、ホームページに掲載いたしますのでご協力をよろしくお願いいたします。それでは本日の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略検討会、中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループの第3回を閉会いたします。本日はご多忙の中長時間にわたりご議論いただき誠にありがとうございました。

以上